

平成22年 2月 定例会

◆(淵上陽一君)続いて、新規就農者の確保と育成について伺います。

近年、外国人研修生とのトラブルのニュースをよく見聞きいたしますが、その中で、植木で起きた中国人研修生による殺人事件は記憶に新しいところでございます。

熊本県の農業研修生受け入れ数は、2008年時点で全国で2番目に多い481名に上っております。この事実からも明らかなように、農家の担い手不足と労働力不足は大変深刻な問題であります。

本県では、認定農業者を本県農業の主要な担い手と位置づけて認定を促進してきた結果、認定農業者は現在1万1,507経営体まで増加しているとのことですが、今後も、熊本県農業を支えるこの認定農業者1万1,000経営体を維持していくためには、毎年330人の新規就農者が必要となります。

しかしながら、新規就農者の推移を見てみますと、平成6年の140人を境に平成17年までは全体的に増加傾向にありましたが、平成18年以降は伸び悩み、平成20年度には159人まで落ち込みました。

さらに、農林業センサスによれば、平成17年の本県農業人口は10万6,000人と、5年前の平成12年の12万2,000人から1万6,000人も減少しております。

年齢別では、65歳以上の割合が51%を占め、農業就業人口の2人に1人は65歳以上の高齢者となっている一方、25歳未満の就業人口はわずか3,932人と、就業人口全体の4%にすぎず、若い農業の担い手が極めて少ない状況であります。

このままいきますと、5年後には就業人口の2人に1人を占める65歳以上の農業者は70歳を超えてしまい、農業の担い手が激減してしまうのではないかと大変憂慮をしているところであります。

私は、昨年の2月定例会でもこの問題について質問を行い、県の取り組みについて尋ねたところでありますが、平成21年度の新規就農者の状況を見ましても、213名と少しは好転したようですが、依然として目標の330人を大きく下回っており、全体の状況は変わっておりません。

新規就農者の内訳を見ると、平成9年から、新規学卒就農者は年々減少傾向を示し、Uターン新規就農者は増加傾向にあります。

新規学卒者の減少は、農業経営に対する不安により、親が子弟に後を継がせようとしないうち、子弟が農業に希望を持つことができず、後を継げないのであろうと思います。

まずは、現在の農家の経営状況をしっかりと把握した上で、問題点を見つけ出して経営改善や技術指導を行うことにより、農業経営の安定化を図り、後継者をふやしていくことが第一であるということは言うまでもありません。

しかしながら、言葉では簡単に言えますが、農家個人の所得や経営状況を把握するには、よほどの信頼関係が必要です。

本県では、平成20年度から平成22年度まで、担い手育成支援事業の中で、経営力アップ

モデル事業が進められております。

この事業は、JAに委託し農家の所得アップを目指すもので、私も大変期待しているところですが、なかなか農家の手が上がらないのが現実です。

一方、景気低迷のもと、派遣切りなどで職を失った若者や就職の決まらない若者が大勢生まれる中で、農業以外から農業を目指す若者が増加しており、こうした若者を新たな担い手として呼び込む必要があるとも考えます。

しかし、農家においてすら後継者がふえない状況の中、農業は本来、生き物を相手として、自然条件に大きく左右される仕事であることに加え、新たに農地や資材、住宅の確保を必要とするため、新規に就農し経営安定化を図ることは容易なことではないと思います。

一方、他県を見ますと、鹿児島県の志布志市のように、農業公社が農業外から研修生を受け入れ、公社が運営するハウスでピーマンの栽培を1年間研修させた後、2年目は生産物の収入で生活し、就農する際は農地をあっせんするなど、きめ細かな支援制度を設けている事例もあります。

この事例でわかることは、産地が求めている人材と新規参入者がうまくマッチングすることが必要であり、昨年の私の質問に対して、県としては、就農相談から研修、就農、定着に至るまで、一貫してサポートする仕組みを構築していくとの答弁があり、これまでさまざまな対策に取り組んでこられました。現状がますます厳しさを増す中、より以上の思い切った政策と対策が求められることは間違いありません。

そこで、新規就農者の確保と育成に向けて、県として来年度以降どのように取り組もうとされているのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長廣田大作君登壇〕

◎農林水産部長（廣田大作君） 新規就農者の確保、育成を進めるため、県では、これまで、相談窓口を設置するとともに、県立農業大学校における就農支援講座やJA中央会を通じた農家派遣研修等を実施してまいりました。また、研修修了者に対するアンケート調査を参考にしながら、支援体制について検討を行ってきました。

その結果、来年度は、まず、相談窓口である新規就農相談センターの相談員を1名から3名に増員し、相談体制の充実を図ります。また、研修修了者に対しては、就農可能な農地や活用できる補助、融資制度など、就農に必要な情報をまとめて提供いたします。

次に、研修終了後の支援については、栽培技術に対する不安や農機具の準備資金が多額に上ることなどから、本格的な就農をためらうケースもあり、軌道に乗るよう適切に支援する必要があります。

そのため、県立農業大学校やJAの研修修了生を対象に、農地やハウスの賃借料の一部を助成する制度を新たに創設いたします。

さらに、農地法などの改正により、JAなどが直接農業経営に参画できるようになったことから、新たな研修の仕組みとして、JAなどが就農希望者を研修生として受け入れ、農家が使用していないハウスや農地を活用して技術研修を行うなど、地域ぐるみで新規就農者を育てる取り

組みを進めてまいりたいと考えております。

今後とも、市町村や農業団体と連携しながら、就農希望者が円滑に就農できるよう積極的に取り組んでまいります。

〔淵上陽一君登壇〕

◆（淵上陽一君） 御答弁ありがとうございました。

農林水産部におかれましては、今後ともしっかりと施策や対策を打ち出して頑張っていたきたいというふうに思います。

新規就農の問題につきましては、農業経営の安定化を図る中で、後継者をふやしていくことが第一であるというのは申すまでもありません。そのためには、普及指導員の方々の役割が重要であります。

しかし、鹿本を例にとりますと、普及指導課と農業振興課の2つの課が一つになり、普及指導業務と農業振興業務を兼務することにより、人数はふえておりますが、実質は普及業務を行う時間が減少しているとのことであります。

どうか、このことにつきましても、今後御配慮いただき、十分な対策を立てていただきますようお願いを申し上げます。